

東久留米市訓令乙第49号

東久留米市市制施行50周年記念冠事業取扱要綱を次のように定める。

令和元年12月10日

東久留米市長 並 木 克 巳

東久留米市市制施行50周年記念冠事業取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、東久留米市（以下「市」という。）以外の者が行う事業のうち、東久留米市市制施行50周年を記念することをその名称に冠して実施するもの（以下「冠事業」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2 冠事業の対象は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 東久留米市市制施行50周年を市全体で祝うとともに、市の魅力を広く発信することにより、市への愛着をさらに深める機運を醸成するものであること。
- (2) 令和2年4月1日から同年12月31日までの間に実施するものであること。
- (3) 市内に活動拠点、事業所等を有する法人、団体等（ただし、宗教法人、宗教団体、政党、政治団体及び東久留米市暴力団排除条例（平成24年東久留米市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団（同条第2号及び第3号に規定する者を構成員等を含む団体等を含む。）を除く。）が実施するものであること。
- (4) 原則として市内で行い、かつ、広く市民一般を対象とするものであること。
- (5) 市の行政運営に関する基本的な方針に合致し、公益性のあるものであること。
- (6) 事業開催の場所及び設備は、公衆衛生及び災害防止について十分な措置が講ぜられていること。
- (7) 入場料、参加費等を徴収する場合は、社会通念上相当と認められる程度の金額であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、冠事業の対象としないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- (2) 政治活動、宗教活動等に関わりがあると認められる場合
- (3) 私的な利益を目的とするものと認められる場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が冠事業の対象とすることを適当でないとする場合

(実施届)

第3 冠事業を実施しようとする者は、原則として冠の表示を開始する1月前までに、東久留米市市制施行50周年記念冠事業実施届(様式)(以下「実施届」という。)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 冠を表示しようとするものの仕様(見本、図案等)
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 実施届を提出した者(以下「提出者」という。)は、事業の名称に「東久留米市市制施行50周年記念」との冠を表示して当該事業を実施することができる。

(中止の求め)

第4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、提出者に対して冠の表示を中止するよう求めるものとする。

- (1) 事業が第2第1項の要件に該当しないと認められるとき。
- (2) 事業が第2第2項各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (3) 実施届に虚偽又は事実と異なる内容を含むと認められるとき。
- (4) その他市長が冠の表示について不相当と認めるとき。

(委任)

第5 この要綱に定めるもののほか、冠事業の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この訓令は、令和2年1月1日から施行する。
- 2 この訓令は、令和2年12月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに提出された実施届に係る第4の規定の適用については、同日以降もなおその効力を有する。